

第 67 号	関西圏大学非常勤講師組合	2021年12月12日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>	1.大阪大学と共同団交 p.1	2.大阪大学問題で記者会見 p.2
	3.組合総会、開催 p.2	4.近畿大学と雇止め問題で団体交渉 p.3
	5.関西学院大学、賃金一本化、賃金アップ p.3~4	6.冬季カンパのお願い p.4

## 2021年10月21日大阪大学共同団交、阪大非常勤講師10年大量雇い止めを強行

4月8日付文科省通知「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について(周知)」、6月4日厚生労働委員会での共産党宮本徹議員の阪大「準委任契約」非常勤講師問題に関する国会質問、そして9月9日の大阪府庁での阪大問題緊急記者会見を経て、10月21日に阪大箕面キャンパスで阪大教職員組合・阪大箕面地区教職員組合と共同団交を行いました。文科省通知によると「直接雇用した教員ではなく請負契約や準委任契約等」の非常勤講師は「学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者」である「大学の職員(教員を含む。)」には該当せず、「したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師(非常勤も含む)として発令することはできない」のですが、阪大非常勤講師は授業担当教員として成績評価もしています。香川大学は「業務委託契約」非常勤講師との労働契約締結を表明しましたが、阪大は沈黙していま

した。共同団交で阪大は2022年度をめどに労働契約への切り替えを表明しましたが対象者等の詳細は明らかにせず、その一方で2022年度末の非常勤講師の10年上限規定による一律雇い止めを明言しました。

その後11月17日阪大部局長会議を経て18日付人事労務担当理事名の「今後の非常勤講師に係る制度について(お知らせ)」が組合に送られてきました。本務校との関係等の理由で「準委任契約」継続の非常勤講師以外は「2022年度から原則として労働契約へ切り替え」るが「更新期間の上限」を5年とし、賃下げする。更に「ただし、現在非常勤講師として契約している者のうち、令和3年度末時点の通算契約期間が5年を超えるものについては、現行の規程に基づき平成25年4月以降これまでの契約期間を通算して10年が上限となる。」と、無期転換逃れの10年大量雇い止めを強行するつもりです。組合へのご支援を。(文責: 新屋敷)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ  
電話: 06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

# 9月9日阪大問題緊急記者会見・11月11日阪大問題記者会見報告

9月9日に関西圏大学非常勤講師組合が大阪府庁で緊急記者会見を行い、阪大外国語学部クーリング問題を報告しました。阪大は2014年に改正研究開発力強化法の「労働契約法の特例」を非常勤講師に適用した上で10年の更新上限をつけました。2023年度末に10年上限で契約終了になる該当者が70～80人にもなるため「教育カリキュラムの維持」ができないと考えた阪大外国語学部は、2022年度にクーリング期間を入れることを非常勤講師らに強要し始めました。具体的には、外国語学部から該当の非常勤講師へ「来年度の授業担当委嘱に関するお願い」という文書をメールで送信して、10年での契約終了を回避するために2022年度に「半年間のクーリング(空白)期間を設定」することで2023年度に再契約すると

誘導し、どの時期に空けるかを9月末までに申告させようとしてきました。毎日新聞・朝日新聞で報道されたためか、9月10日付で外国語学部はクーリング依頼文書を撤回しました。

更に11月11日阪大問題記者会見を阪大教職員組合・阪大箕面地区教職員組合と共同で行い、阪大が非常勤講師10年上限大量雇い止めによる無期転換逃れを画策していることと、9月6日付通知で「教育の質保証」と称し、非常勤講師が単独で担当する科目の受講者名簿に授業とは無関係の専任教員1名を登録する指示を全学に行いましたが、10月21日阪大共同団交では一切の説明を拒否したことを報告しました。

(文責：新屋敷)

## 組合総会、開催

9月11日に組合総会がZoomで開催され、20名を超える組合員が参加し、50数名の組合員から委任状が寄せられました。総会では、議長を選出後に、来賓として参加した関西私大教連、首都圏組合、東海圏組合、京都産業大学教職員組合、大阪大学教職員組合、大阪大学箕面地区教職員組合の6組合8名から挨拶がありました。その後、参加した組合員の近況などについて交流がおこなわれました。次いで江尻書記長から2020年度後期、21年度前期活動報告がありました。活動報告では、コロナ禍で機関紙の配布が中止されるなど困難もありました

が、専任教職員組合との共同団交の前進、さらにマスコミに組合情報を提供し記事にってもらうなど世論に訴えるなどの点で前進がありました。さらに大阪大学問題などの21年度下半期の方針が提案されました。次いで大嶋会計責任者からは2020年度後期、21年度前期の会計決算報告がおこなわれ、21年度下半期の予算が提案されました。それぞれの報告と提案が賛成多数で可決されました。討論では大阪大学問題での今後の対応などについて発言がありました。最後に執行委員を選出し閉会しました。

(文責・江尻)

# 近畿大学と雇止め問題で団体交渉

10月14日、Zoomで近畿大学とAさんの2021年度雇止めをめぐる2回目の団体交渉をおこないました。大学側は顧問弁護士の井垣弁護士が出席し主に回答しました。近畿大学教職員組合の藤巻副書記長もオブザーバー参加しました。

Aさんの雇止め通告が2月中旬と遅くなった理由について。大学はAさんの雇止め問題は、これまでも2年以上に渡って検討してきた、慎重に検討し、配慮した結果、2月になった、対面授業の実施と雇止めは関係がないと回答しました。また、組合からAさんは契約更新を繰り返しており労働契約法19条の更新の期待権が発生しているとの追及、これに対し井垣弁護士は労働契約法19条2項に基づく期待権は大学のすべての非常勤講師には適用できない、これについては組合と見解の相違があると回答しました。組合は、弁護士の回答は、これまで定期交渉で大学が回答してきたことと異なっている、その論理は近畿大学の非常勤講師全体に適用するのかと追及すると、弁護士は、すべての非常勤講師に期待権がないとまでは言えないが、Aさんの場合、「個別に総合的に判断した結果」雇止めにしたと回答しました。

組合からAさんが体調不良で休講になっ

た場合、補講だけでなくオンディマンド授業で補えるのではないかと提案しました。

これに対して大学は、非常勤講師は基本的に対面授業を前提にして採用している、最初から休講による補講や別の形態でやる必要がある人は採用しないと回答しました。組合からコロナ禍で学生もオンディマンド授業に慣れてきており、その形態での授業についての学生の評価も高い、対面授業を主にしながら体調が悪いときはオンディマンド授業で代替することは可能ではないか、またオブザーバー参加の専任教員から「近畿大学にはオンディマンド授業だけのキックスオンディマンドがある。」Aさんをこれで採用してはどうかと提案しました。

最後に組合から、Aさんが障害者であることを大学はいつ知ったのかとの追及に、大学はAさんが休講や遅刻が多いのは障害のせいかどうかはわからなかった、障害者手帳を持っていることも知らなかった、ただし、遅刻や休講が多いと学生に迷惑がかかる、Aさんが障害者であることを理由に雇止めにしたのではないと回答しました。

最後に大学はAさんの再雇用については検討して、年末までに回答することになりました。  
(文責・江尻)

## 関西学院大学が賃金一本化、賃金アップ

今年2月に定期交渉の申し入れをしていましたが、9月10日に大学から主な要求について文書で以下の回答がありました。

① 5年での無期転換について。

(回答)「学内での合意、規程の整備等様々な困難がありますが、検討します。」とあり、現在も検討中とのこと。

② 賃金一本化と賃上げについて。

(回答)「2021年度から授業時間100分(従来90分)に伴い、等級体系を見直し、等級B、Cの非常勤講師給をA級一本化」したとの回答がありました。賃上げ額は、A級

は1コマ月額28,800円から29,000円の200円の賃上げですが、B級は1,400円、C級は2,400円の大幅賃上げとなっています。(文責・江尻)

## 冬季カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

新規コロナ感染者が減少し、対面授業も増えて機関紙の「非常勤の声」も講師控室に配布可能な状況が生まれつつあります。記事にもあるように大阪大学10年雇止め問題は、あと1年後に迫っています。今後、この問題を全国の非正規、正規の労働組合、多くの市民に訴えていく必要があります。そのためには資金が必要です。カンパよろしく、お願いします。(振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

## 愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に  組合員として加入します  賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所 (      -      )

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)

組合費：10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)

